

感染症における出席停止について

- 児童生徒が感染症によって出席停止となる場合、本校では「医師の診断書」の提出は不要です。※診断書の提出が必要な学校もあります。
- 出席停止については、学校保健安全法等に定められており、法に則って対応をしています。(本校独自のやり方ではありません)
- 学校において予防すべき感染症及び出席停止期間は以下の通りです。(R6.7月現在)

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発熱したのち5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した(解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある)後1日を経過するまで出席停止とする。	
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
その他の感染症	感染性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノ等)、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、単純ヘルペスウイルス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染性膿痂疹(とびひ)、伝染性軟属腫(水いぼ)、アタマジラミ症、疥癬、皮膚真菌症	感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができる ※出席停止の必要がない感染症もあり	

- 保護者は、生徒児童が感染症に罹患した場合、担任又は保健室へ連絡をお願いいたします。出席停止の感染症が分からない時も、保健室に一度ご相談ください。